

長野県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかがわ薬局	上伊那郡中川村大草4045-7	平成21年10月1日
あおぞら薬局	下伊那郡高森町山吹4534-3	平成21年9月1日
たんぼぼ薬局	松本市両島6番38号	平成21年10月1日
つきひ薬局	松本市井川城2丁目16-14	平成21年11月1日
ごうど眼科	飯田市羽場町1-19-11	平成21年10月13日
田村内科医院	塩尻市大門二番町3番17号	平成21年11月1日
堀金ファミリー薬局	安曇野市堀金烏川5052-1	平成21年10月1日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターこさと訪問看護ステーション	上田市上野60-7	平成21年11月1日

地域福祉課

長野県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称、所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
株式会社ナベリン・ファーマシー	松本市中央3丁目6番21号	株式会社ナベリン・ファーマシー	有限会社ナベリン・ファーマシー	平成21年9月25日
荒木医院	飯田市羽場町1-1-6	飯田市羽場町1-1-6	飯田市羽場町2-596-1	平成21年3月20日

地域福祉課

長野県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施術所の名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			新	旧	
竹 内 泰 二	竹内整骨院	松本市村井町北1丁目4番28号	松本市村井町北1丁目4番28号	松本市芳川小屋594-18	平成21年11月2日

地域福祉課

長野県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
横沢診療所	伊那市荒井3894番地4	平成21年9月30日
前田医院	小諸市甲3576	平成21年8月13日

地域福祉課

長野県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
舟 木 ひろ子	舟木整骨院	北安曇郡池田町大字池田4124	平成21年8月31日

地域福祉課

長野県告示第581号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項及び第15条の2の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第4項及び第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社フジコーポレーション
長野県佐久市小田井570番地5
代表取締役 山口 幸男
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
小諸市大字御影新田字中原39番1他
- 3 廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場
廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、廃乾電池、粗大ごみ、廃家電品、廃蛍光管、金属くず、燃え殻及びばいじん
 - (2) 産業廃棄物の管理型最終処分場
 - ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びばいじん
 - イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
鉱さい及びがれき類
- 5 申請年月日
平成21年12月3日
- 6 縦覧の場所
長野県環境部廃棄物対策課及び長野県佐久地方事務所環境課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月17日(木)から平成22年1月18日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する休日を除く。)
- 8 意見書の提出
法第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。
 - (1) 意見書の提出期間
平成21年12月17日(木)から平成22年2月1日(月)まで
 - (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係
 - (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「株式会社フジコーポレーションに係る廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。)
 - イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他

- の団体によっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

廃棄物対策課

長野県告示第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 大町都市計画道路 3・4・4号中央通り線
 - 3・4・6号桜田町俵町線
 - 3・5・9号相生町野口線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - 3・4・4号中央通り線
大町市大町、平の各一部
 - 3・4・6号桜田町俵町線
大町市大町の一部
 - 3・5・9号相生町野口線
大町市大町、平の各一部
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、大町市役所

都市計画課

長野県教育委員会教育長告示第3号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成21年12月17日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

別表の奨学金の項中「から3まで」を「及び2」に、

「 (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者
2 他に学費等の貸与又は補助を受けていないこと。」

「 (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者
(5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、教育長が適当と認める者」

保護者」を「2 保護者」に改め、同表の遠距離通学費の項中「(4)まで」を「(3)まで」に、

- 「 (3) 他に通学費等に係る資金の貸与又は補助を受けていないこと。
 (4) 保護者又は保護者であった者が県内に居住する者であること。」を
 「 (3) 保護者又は保護者であった者が県内に居住する者であること。」に改める。

高校教育課

長野県教育委員会教育長告示第4号

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程(昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号)の一部を次のように改正します。

平成21年12月17日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

第2条を次のように改める。

(貸与の対象者)

第2条 修学奨励金の貸与を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 県内の高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学している者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者

イ 経済的理由により修学が困難な者

ウ 世帯の全収入額(前年度の年収)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額(年収に換算)に100分の150を乗じて得た金額以下である世帯に属する者

エ 経常的収入を得る職業に就いている者

オ 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)第1条に規定する奨学金の貸与を受けていない者

カ 通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制課程に在学する者にあつては、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者で、年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、学校で学年別に履修方法を定めている場合にあつては、それに従い履修している者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

第11条第1項中「第2条各号」を「第2条第1号」に改める。

高校教育課

選告示第63号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成21年12月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,276	35,277
360,633	360,636
7,603	7,589
22,854	22,861
17,772	17,761
8,996	8,993
10,769	10,765
9,127	9,121
9,475	9,442
102,137	102,262
60,379	60,437
46,646	46,633
20,778	20,743
28,614	28,585
13,910	13,890
19,585	19,579
11,898	11,895
18,967	18,967
9,109	9,103
19,371	19,344
8,446	8,436
7,431	7,426
21,487	21,504
18,116	18,109
38,099	38,153
21,585	21,555
8,391	8,395
26,397	26,399

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会